

和福障第920号
令和6年7月1日
(2024年)

福祉・介護職員処遇改善加算等算定事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業所につきましては、次の事項に留意してそれぞれ届出書類を提出してください。

1 提出先 和歌山市障害者支援課

※和歌山県、その他自治体で指定を受けている場合は、必要に応じ当該自治体への届出も併せて行ってください。

2 提出期限 障害者支援課窓口持参の場合は令和6年7月31日(水)

郵送の場合は令和6年7月31日(水)

メールの場合は令和6年7月31日(水)

3 提出方法 持参、郵送またはメール

(※郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの(※料金不足とならないようご注意ください。))を必ず同封してください。)

(※メールの場合は、件名に「令和5年度処遇改善実績報告書の提出について」と記載の上、送信してください。)

4 提出書類

- ・令和5年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書【別紙様式3-1及び3-2】
- ・職員分類の変更特例の該当者がいる場合は、別紙様式3-3も併せて提出してください。
※和歌山市ホームページ(ページ番号:1044825)からダウンロードし、記入例を参考にして作成をお願いします。

5 注意事項

- ・賃金改善額の積算根拠資料(各月の賃金台帳、勤務形態一覧表等)や国民健康保険団体連合会発行の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の提出は不要ですが、場合によって本市が個別に提出を求める場合があります。
- ・本加算を算定している事業者で令和5年度中に休止、廃止した場合も実績報告書を提出する必要があります。

6 その他

- ・本通知は、法人あてに送付させていただいております。事業所ごとに実績報告を行う場合などは、適宜供覧等を行ってください。
- ・届け出に必要な様式その他必要な手続き等は本市ホームページをご参照ください。

ページ検索方法（以下のどちらからでも検索可能です）

（番号検索）市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄にページ番号「1044825」を入力

（階層検索）和歌山市ホームページ 事業者（トップ画面上段）

└ 福祉 / 障害福祉サービス等事業者の方へ（ページ下部中央）

└ 障害福祉サービス等事業者の方へ

└ お知らせ

「令和5年度福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算の実績報告について」

【提出先・連絡先】

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市福祉局社会福祉部 障害者支援課

（担当） 指定審査グループ

TEL : 073-435-1060 FAX : 073-431-2840

Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp